

新潟市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月28日

新潟市長 中原ハ一

新潟市規則第51号

新潟市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成7年新潟市規則第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「次項、次条及び第9条において同じ」を「以下同じ」に改める。

第9条第1項第1号中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの、」を「条例第2条第3項に規定する再任用短時間勤務職員及び」に、「同法第28条の5第1項」を「同法第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同項第2号中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条第2項中「第28条の5第1項」を「（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項」に改め、同条第3項第1号及び第3号並びに同条第6項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第9条の2第2号中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条第3号ア中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に、「同一である再任用短時間勤務」を「同一である定年前再任用短時間勤務」に、「同一型再任用短時間勤務」を「同一型定年前再任用短時間勤務」に、「以下「育児休業法」」を「平成3年法律第110号。以下「育児休業法」」に改め、同号イ中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に、「同一型再任用短時間勤務以外の再任用短時間勤務」を「同一型定年前再任用短時間勤務以外の定年前再任用短時間勤務」に、

「不同一型再任用短時間勤務」を「不同一型定年前再任用短時間勤務」に改め、同号ウ中「又は同一型再任用短時間勤務」を「又は同一型定年前再任用短時間勤務」に、「不同一型再任用短時間勤務」を「不同一型定年前再任用短時間勤務」に改め、同号エ中「不同一型再任用短時間勤務」を「同一型定年前再任用短時間勤務」に、「同一型再任用短時間勤務を始める」を「同一型定年前再任用短時間勤務を始める」に改める。

第10条及び第12条中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項若しくは第2項又は附則第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員は、この規則による改正後の新潟市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則第9条第1項第1号に規定する定年前再任用短時間勤務職員等とみなす。